

令和6年度 浄水水質検査結果(漆原)

採取場所（漆原）			公民館		公民館		公民館		公民館		公民館		公民館		公民館		公民館										
採取日			4月11日		5月07日		6月03日		7月01日		8月05日		9月05日		10月03日		11月07日		12月02日		1月08日		2月04日		3月04日		
水温			13		19		20		23		30		26		24		18		14		8		7		7		
残留塩素			0.20		0.30		0.30		0.30		0.30		0.30		0.30		0.20		0.30		0.30		0.20		0.20		
検査項目		水質基準		検査結果																							
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	大腸菌	検出されないこと		陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。							0.0003	未満																	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。							0.00005	未満																	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。							0.001	未満																	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。							0.001	未満																	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。							0.001	未満																	
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。							0.002	未満																	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。							0.004	未満																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。			0.001	未満			0.001	未満				0.001	未満				0.001	未満			0.001	未満			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。							0.4																		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。							0.08	未満																	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。							0.1	未満																	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。							0.0002	未満																	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。							0.005	未満																	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。							0.004	未満																	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。							0.002	未満																	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。							0.001	未満																	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。							0.001	未満																	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。							0.001	未満																	
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。			0.06	未満			0.06	未満				0.06	未満				0.06	未満			0.06	未満			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。			0.002	未満			0.002	未満				0.002	未満				0.002	未満			0.002	未満			
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。			0.006	未満			0.006	未満				0.006	未満				0.006	未満			0.006	未満			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。			0.003	未満			0.003	未満				0.003	未満				0.003	未満			0.003	未満			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。			0.01	未満			0.01	未満				0.01	未満				0.01	未満			0.01	未満			
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。			0.001	未満			0.001	未満				0.001	未満				0.001	未満			0.001	未満			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。			0.01	未満			0.01	未満				0.01	未満				0.01	未満			0.01	未満			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。			0.003	未満			0.003	未満				0.003	未満				0.003	未満			0.003	未満			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。			0.003	未満			0.003	未満				0.003	未満				0.003	未満			0.003	未満			
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。			0.009	未満			0.009	未満				0.009	未満				0.009	未満			0.009	未満			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。			0.008	未満			0.008	未満				0.008	未満				0.008	未満			0.008	未満			
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。							0.1	未満																	
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。			0.02	未満			0.02	未満				0.06					0.02	未満							
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。							0.03	未満																	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。							0.1	未満																	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。							16																		
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。							0.005	未満																	
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。		21	22	22	22	21	22	22	22	22	22	21	22	22	21	22	21	22	21	23	22	22	22	22	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。							40																		
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。							120																		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。							0.02	未満																	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。							0.000001	未満																	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。							0.000001	未満																	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。							0.005	未満																	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。							0.0005	未満																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。		0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。		6.8	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	7.0	6.9	6.9	7.0	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9	
48	味	異常でないこと。		異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でないこと。		異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5度以下であること。		1	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	
51	濁度	2度以下であること。		0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満

令和6年度 浄水水質検査結果(中興寺)

採取場所（中興寺）		公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館															
採水日		4月11日	5月07日	6月03日	7月01日	8月05日	9月05日	10月03日	11月07日	12月02日	1月08日	2月04日	3月04日														
水温		14	18	18	22	29	26	24	18	15	10	9	8														
残留塩素		0.20	0.40	0.30	0.20	0.20	0.30	0.20	0.10	0.20	0.30	0.30	0.30														
検査項目		水質基準												検査結果													
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと												陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。																0.0003 未満									
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。																0.00005 未満									
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。																0.001 未満									
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。													0.001 未満			0.002			0.001 未満			0.001 未満			
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。																0.001 未満									
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。																0.002 未満									
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。																0.004 未満									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。																0.4									
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。																0.08 未満									
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。																0.1 未満									
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。																0.0002 未満									
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。																0.005 未満									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。																0.004 未満									
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。																0.002 未満									
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。																0.001 未満									
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。																0.001 未満									
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。																0.001 未満									
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。													0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。													0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。													0.006 未満			0.006 未満			0.006 未満			0.006 未満			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。													0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満			
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。													0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。													0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。													0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。													0.009 未満			0.009 未満			0.009 未満			0.009 未満			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。													0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。																0.1 未満									
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。																0.02 未満									
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。																0.03 未満									
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。																0.1 未満									
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。																12									
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。																0.005 未満									
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。												15	15	15	15	15	15	16	14	15	16	16	17		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。																24									
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。																78									
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。																0.02 未満									
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。																0.000001 未満									
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。																0.000001 未満									
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。																0.005 未満									
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。																0.0005 未満									
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。												0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.4	0.4	0.4	0.3 未満	0.4	0.3	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。												6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.2	6.2	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	
48	味	異常でないこと。												異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でないこと。												異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5度以下であること。												1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2度以下であること。												0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	

令和6年度 浄水水質検査結果(長江)

採取場所（長江）		公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	
採取日		4月11日	5月07日	6月03日	7月01日	8月05日	9月05日	10月03日	11月07日	12月02日	1月08日	2月04日	3月04日
水温		14	18	18	23	28	27	26	19	16	10	8	7
残留塩素		0.20	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20	0.10	0.30	0.30	0.30	0.30	0.20
検査項目		水質基準											
		検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。											
2	大腸菌	検出されないこと											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。											
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。											
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。											
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。											
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。											
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。											
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。											
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。											
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。											
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。											
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。											
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。											
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
25	ジブromoklorometan	0.1mg/l以下であること。											
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。											
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。											
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。											
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。											
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。											
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。											
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。											
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。											
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。											
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。											
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。											
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。											
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。											
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。											
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。											
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。											
48	味	異常でないこと。											
49	臭気	異常でないこと。											
50	色度	5度以下であること。											
51	濁度	2度以下であること。											

令和6年度 浄水水質検査結果(佐美)

[illegible]

令和6年度 原水水質検査(全項目)結果表

採取場所(水源地)			高辻	第3	第5
採取日			7月01日	6月03日	7月01日
前日天候			雨	曇	雨
当日天候			雨	曇	雨
気温			25	19	25
水温			20	14	17
	検査項目	参考:浄水水質基準(※原水においては基準なし)			
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。	0.4	0.3	0.8
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。			
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。			
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。			
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。			
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	12	13	11
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	16	18	14
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。	21	40	22
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。	75	110	76
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下であること。	0.4	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	6.2	6.8	6.2
49	色度	異常でないこと。	1 未満	1 未満	1 未満
50	臭気	5度以下であること。	異常でない	異常でない	異常でない
51	濁度	2度以下であること。	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	0	0	0

令和6年度 原水水質検査(毎月検査)結果表

[illegible]